

〔資料〕

企業活動における租税法制の位置付けに関する アンケート調査結果（2017年～2018年）

古賀敬作

【目次】

- I 調査の概要
 - II 集計結果・分析
 - III まとめ
- （資料）アンケート調査票

I 調査の概要

1. 趣旨

近畿経済産業局の中小企業景況調査によれば、平成29年10-12月期、平成30年1-3月期、平成30年4-6月期の中小企業の業況（全産業の業況判断DI）は、「一部業種に足踏みがみられるものの、緩やかに改善している」との報告である¹⁾。平成29年度税制改正においては、デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置として、研究開発税制及び所得拡大促進税制や中小企業向け設備投資促進税の見直しが行われた²⁾。その他、同改正においては、コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備に係る措置も講じられた。平成30年度税制改正では、「所得拡大促進税制」が「賃上げ・投資促進税制」として大幅に改組された。財務省財務局の調査によれば、平成30年度に2%以上の賃上げを行った中小企業（資本金1億円未満）は、全体の58.1%（平成29年度は、53.0%）となっており³⁾、半数以上の企業が同制度を適用できることとなる。また、平成31年10月の消費税軽減税率制度の実施に向けて、中小企業庁では複数税率に対応するレジの導入支援、受発注システムの改修等を補助金により支援すべく、軽減税率対策補助金の制度を拡充し、軽減税率制度の実施に向け

1) 近畿経済産業局企画調査課「中小企業景況調査」〈<http://www.kansai.meti.go.jp/1-7research/keikyouchousa/cyushokeikyo.html>〉。産業別調査については、平成29年10-12月期は、製造業はマイナス幅が縮小し、非製造業はマイナス幅が拡大、平成30年1-3月期は、製造業はマイナス幅が拡大し、非製造業はマイナス幅が縮小、平成30年4-6月期は、製造業、非製造業ともにマイナス幅が拡大、とされる（同）。

2) 大蔵財務協会〔編〕『平成29年版 改正税法のすべて』83頁（大蔵財務協会、2017年）参照。

3) 財務省「財務局調査による『賃金等の動向について 平成30年4月24日』4頁（2018年）〈https://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/kannai/201801/tinginnodoukou089.pdf〉。

た事業者の準備の加速化を促進している⁴⁾。

本調査は、こうした中小企業の経営を取り巻く環境の中、かかる税制が企業経営活動においてどのように位置付けられているかを確認することを目的とするものである。

2. 調査内容等

◎調査期間：平成29年11月16日（木）から平成30年7月30日（月）

◎調査方法：郵送によるアンケート調査

◎調査対象：近畿圏内企業（学生の任意選択企業、大阪府の「経営革新計画承認企業」＜平成29年度＞、および2015年、2016年回答企業）を主な対象とした381社（その内、16社が住所不明の理由等により無効）

◎主な調査内容：

①企業の業種、従業員数、規模（従業員数、資本金）、創業年に関する属性データ

②経営活動

③国内関連税制（非上場株式等の納税猶予制度と相続時精算課税制度との併用、交際費課税、中小企業投資促進税制〔中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し指定事業の用に供した場合指定事業の用に供した場合の即時償却等、従業員の給与アップに係る所得拡大税制の拡充、第4次〕、建物付属設備及び構築物の定額法、企業版ふるさと納税など）

④海外進出と税制

（アンケート調査票別添）

◎回答状況 有効回答企業数95社（有効回答率 26%）

II. 収集結果・分析

1. 回答企業の属性

1-1 業種

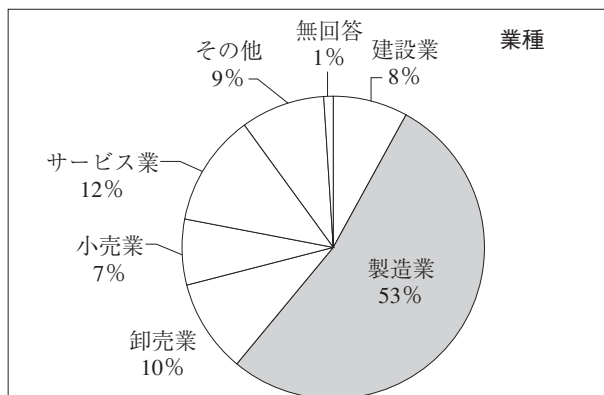
回答企業95社の業種は、「製造業」50社（53%）が最も多く、次いで「サービス業」11社（12%）で、「卸売業」9社（10%）であった。

なお、「その他」9社（9%）の内訳には、不動産業、物品賃貸業、セキュリティ工事業、ホテル製品の企画から生産・コンサルティングなどが含まれており、日本標準産業分類上（平成25年10月改定⁵⁾）、卸業やサービス業に分類されると見て取れる回答もあった。

4) 詳細については、中小企業庁のウェブサイト<<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181225keigen.htm>>を参照されたい。

5) 詳細については、総務省ウェブサイト<http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm>を参照されたい。

業種	社数
建設業	8
製造業	50
卸売業	9
小売業	7
サービス業	11
その他	9
無回答	1
計	95

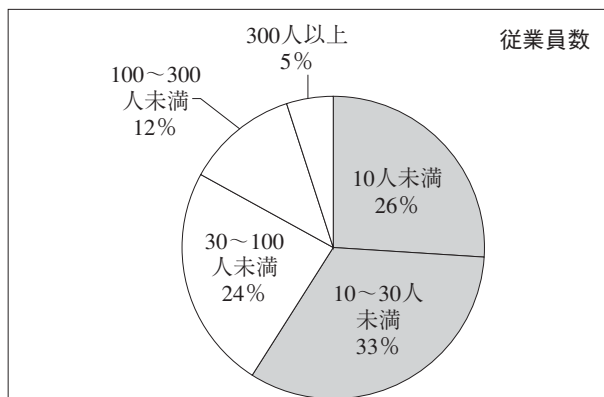


1-2 企業規模（従業員数・資本金）

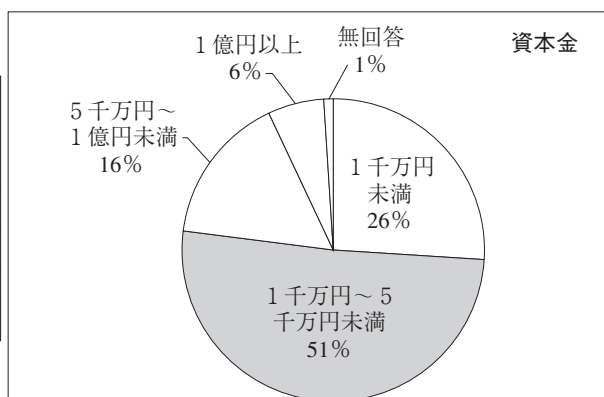
回答企業95社の従業員数は、近畿圏内の中小企業等がその主な調査対象ということもあり、「従業員数10人未満」の企業（25社，26%）と「従業員数10～30人未満」に企業（31社，33%）で、全体の6割弱を占めていた。資本金については、「1千万円～5千万円未満」48社（51%）が最も多く、全体の5割を超えていた。

なお、中小企業の定義について、平成12年（2000年）に、企業規模の理論を基軸に政策

従業員数	社数
10人未満	25
10～30人未満	31
30～100人未満	23
100～300人未満	11
300人以上	5
計	95



資本金	社数
1千万円未満	25
1千万円～5千万円未満	48
5千万円～1億円未満	15
1億円以上	6
無回答	1
計（件数）	95

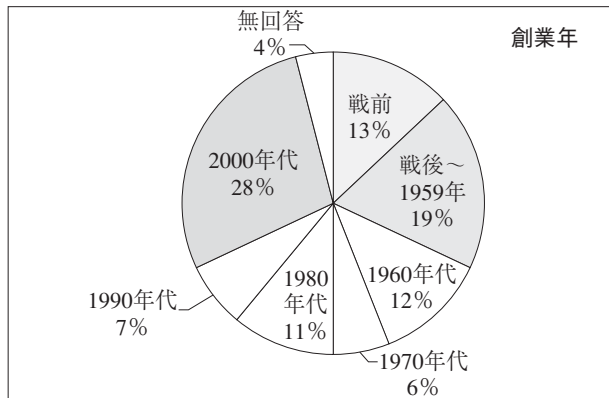


的支援の見地から抜本的に改正された中小企業基本法によれば、その2条第1項は「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（中略）に属する事業を主たる事業として営むもの」と定める。

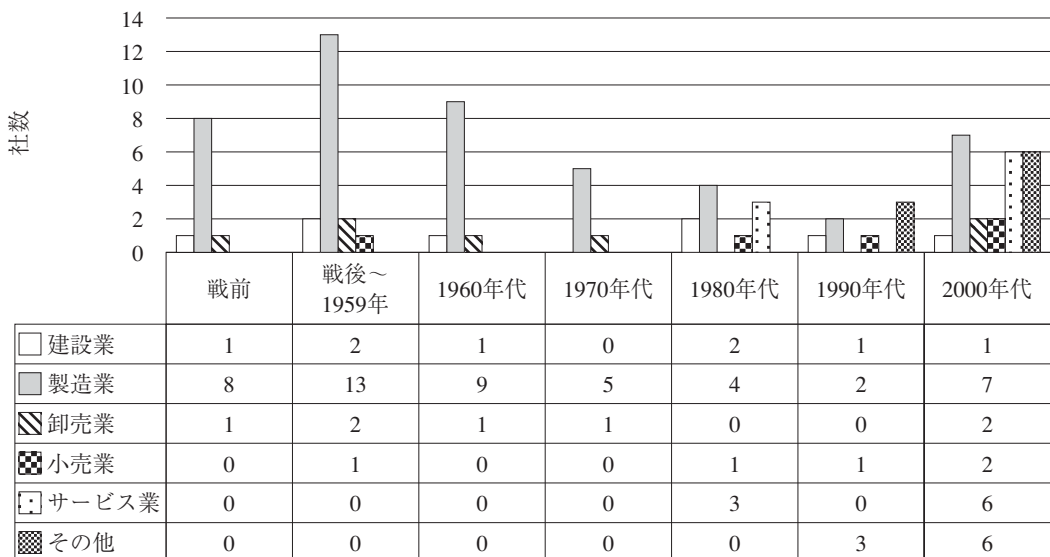
1-3 創業年

回答企業95社の創業年は、1725年～2015年と幅広く、100年以上続く企業も4社あった。創業年代ごとの業種内訳は、戦前から70年代に最も多くみられた製造業は、1980年代以降徐々に減少し、代わってサービス業の増加が見受けられる。第二次産業から第三次、あるいは第4次産業産業への産業転換を、近畿圏内中小・ベンチャー企業の創業年代ごとの業種内訳の中にも見る事ができる。

創業年	社数
戦前	12
戦後～1959年	18
1960年代	11
1970年代	6
1980年代	10
1990年代	7
2000年代	27
無回答	4
計	95



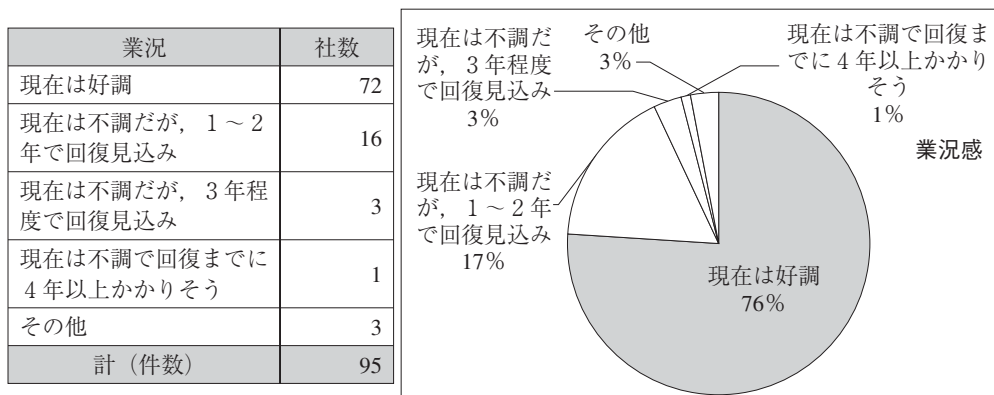
創業年と業種



2. 経営活動

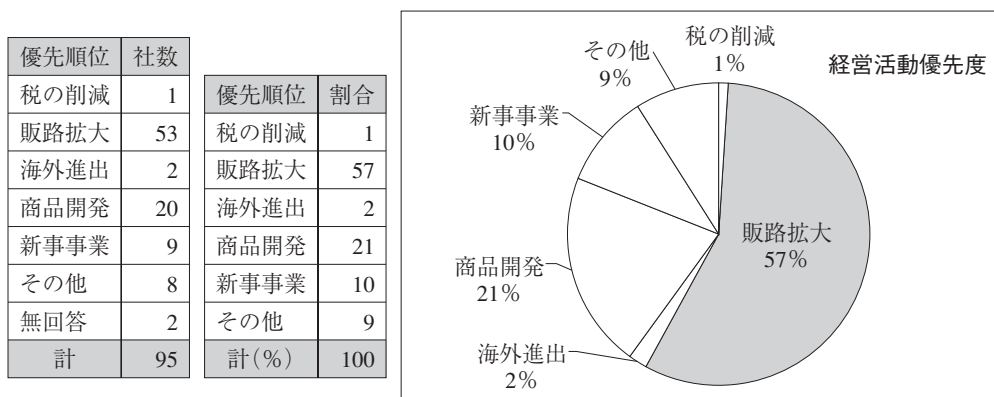
2-1 業況感

回答企業95社の業況感は、約7割（72社）以上が「現在は好調」と回答している。しかし、現在は不調であるが、1～2年程度で回復を見込んでいる回答企業が、16社（17%）があった。回復に至るための何らかの打開策を持っているものと推察される。



2-2 経営活動における最優先事項

回答企業95社の経営戦略において、最も優先される事項として「販路開拓」と回答した企業が最も多く、53社（57%）であった。次いで多かったのが、「商品開発」の20社（21%）であった。これを、回答が最も多かった「製造業」についてみても、同じ結果であった。なお、その他、最優先事項ではないが、人材育成・社員待遇、あるいは雇用拡大が経営戦略における要考慮事項と回答した企業が数社見受けられた。

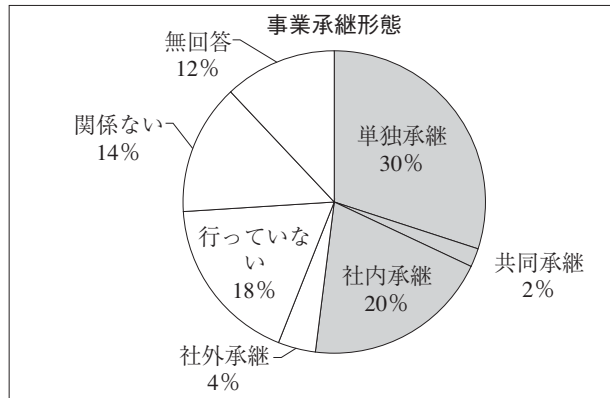


2-2 事業承継の形態

回答企業95社のうち、親族へ承継する「単独承継」（29社、30%）や「共同承継」（2社、2%）が全体の3割弱を占め、「単独承継」に次いで多かったのが、「社内承継」（19社、20%）であり、これには現経営者が会社の株を所有したままで、経営面に関して従業員に

引き継ぐケースと、現経営者が会社の権利を手放し、財産面から経営面まで完全に譲渡するケースとがある。いずれにせよ、回答企業の過半数が事業承継を行っている。

事業承継の形態	社数
単独承継	29
共同承継	2
社内承継	19
社会承継	4
行っていない	17
関係ない	13
無回答	11
計	95

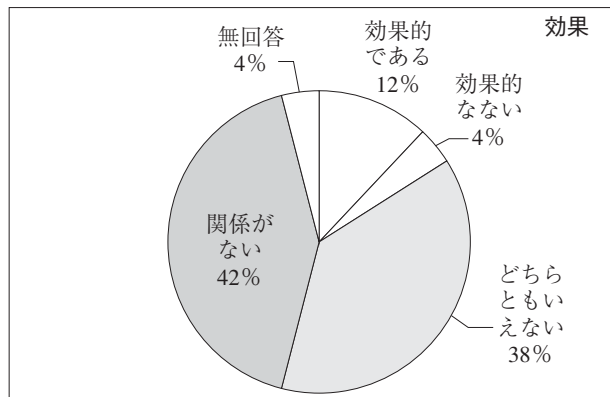


3. 国内税制の影響

3-1 贈与税納税猶予と相続時精算課税との併用⁶⁾の効果

回答企業95社のうち、併用の効果に「関係がない」と回答した企業が最も多く（40社，42

効果	社数
効果的である	11
効果的でない	4
どちらもいえない	36
関係がない	40
無回答	4
計	95



6) 平成29年度税制改正では、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）と相続時精算課税制度との併用が認められることとなった。これまで、贈与税の納税猶予中に雇用維持要件等を満たせなくなり認定が取り消されると、相続税よりも高額な贈与税を納税しなければならないケースが存在した。相続時精算課税と併用することで、納税猶予が取り消されても特別控除額の限度額である2500万円までなら取消時に贈与税がかからず、それを超える部分も税率は一律20%となる。のちに贈与者が亡くなった際は相続人が子1人でも相続税は3600万円まで課税されない。それを上回る部分については課税されるが、すでに相続時精算課税に係る贈与税を納めていれば相続税額から差し引くことができる。相続税額を超えて納付した贈与税は、還付される。相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額は「贈与時の価額」であるため株式の評価時期は異なるが、併用によって、取消時の納税額を相続で株式を取得した場合と同レベルにまで引き下げることが可能となる。納税猶予が取り消された際に生じ得る高額な贈与税負担が大幅に軽減され、事業承継税制を利用した場合のリスクは格段に下がることとなった。

%), 次いで「どちらともいえない」と回答した企業が多かった（36社, 38%）。

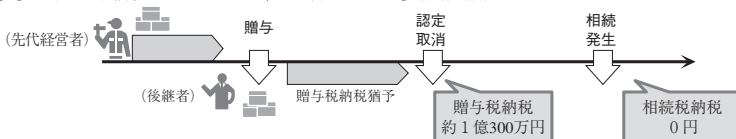
○贈与税の納税猶予の適用を受けても、認定が取り消された場合に高額な贈与税負担が発生するリスクが存在。相続時精算課税制度との併用を認めることにより、リスクの軽減を図る。

【事例】・総議決権株式数10000株、1株30000円、株価総額3億円。
・先代経営者は株式全体の2/3（2億円）を保有しており、後継者へ当該株式の全株を移転する。その他の資産なし。
・相続人は後継者1名のみ。

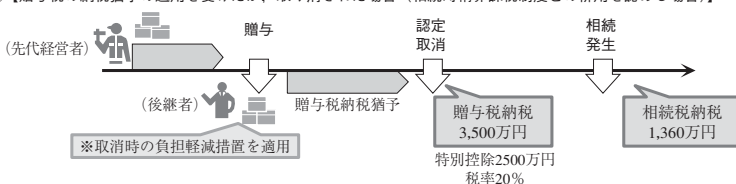
①【相続により自社株式を取得した場合】



②【贈与税の納税猶予の適用を受けたが、取り消された場合】（現行制度）

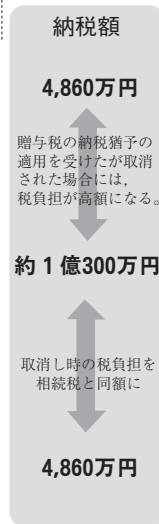


③【贈与税の納税猶予の適用を受けたが、取り消された場合（相続時精算課税制度との併用を認める場合）】



※納付税額は、先代経営者の息子が後継者になることを前提に算出、(利子税は考慮外)
※親族外承継の場合、親族外の後継者には相続税額の2割に相当する金額が加算される。また、贈与税額も高くなるケースがある。

(出所) 経済産業省「平成29年度 経済産業関係 税制改正について」p. 30 一部抜粋<file:///G:/161215a002.pdf>



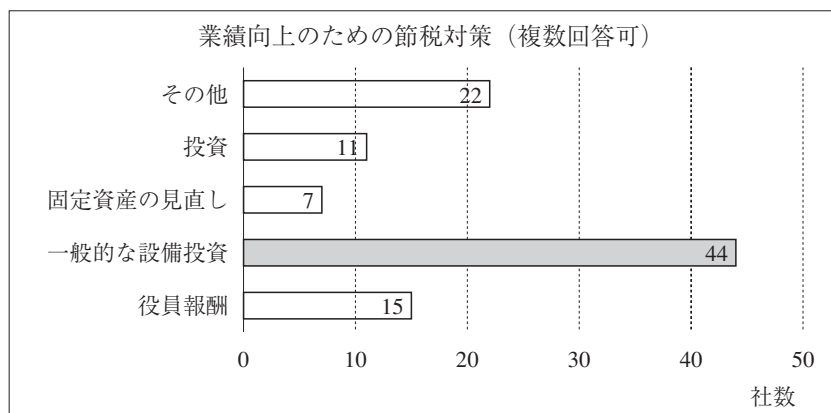
上図の先代経営者死亡時まで自社株を保有していた場合の相続税が4,860万円のケースで、後継者に自社株を生前贈与し贈与税の納税猶予を受けたあと認定取消になった場合には、取消の時に約1億300万円の贈与税が課税される。普通に相続が発生したときより数倍も税負担が増える結果になることは、経営者にとって大きなリスクであり、このリスクを避けようとするとう経営の自由が相当制約されるため、この制度の利用をあきらめがちであった。ここで躊躇している経営者からは、認定取消時に重い贈与税を課すのではなく、せめて相続時精算課税に切り替えさせて欲しいとの要望が多く聞かれ、この事例で、相続時精算課税制度を併用すれば、認定取消時に贈与税を3,500万円納付することに加え、相続発生時に相続税の精算として1,360万円を納付するので、合計4,860万円の税負担となる。これは、そのまま持ち続けていたときの税負担と同額ですので、認定取消時の課税リスクは大幅に緩和されることになる⁷⁾。

3-2 節税対策

回答企業95社（複数回答）のうち、業績向上のための節税対策として、「一般的な設備投

7) 税理士法人UAP「UAPレポート【事業承継税制】「贈与税の納税猶予制度」と「相続時精算課税制度」の併用」（2017年1月27日）<<http://www.u-ap.com/report/archives/2017/01/27/vol116-1/>>参照。

資」44社、「その他」22社、「役員報酬」15社の順で多かった。「その他の」について、税制対策や保険活用などの回答が見受けられた。

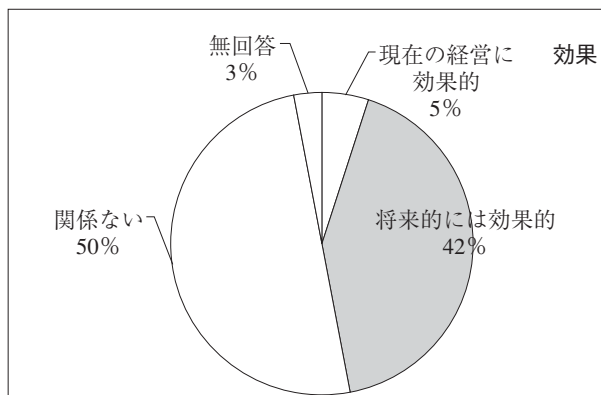


3-3 研究開発税制の拡充

平成29年度税制改正においては、①総額型の税額控除の見直し（これまでの総額型について、企業の研究開発投資の一定割合を単純に減税する形となっている構造を見直し、試験研究費の増減に応じた税額控除率とされた。）⁸⁾と②試験研究費へのサービス開発の追加（IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した「第4次産業革命」による新たなビジネスの創出を後押しする観点から、研究開発税制の対象にビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発が新たに追加された。）本アンケートでは、②について質問をおこなったが、回答企業95社のうち、「関係ない」と回答した企業が全体の5割を占めた（47社、50%）が、一方で、「将来的には効果的」と回答した企業も全体の4割弱あった（40社、42%）。

8) 研究開発税制は、恒久措置として、試験研究費総額にかかる控除の「総額型」と特別試験研究費にかかる「オープンイノベーション型」に加えて、平成28年度までの時限措置として、試験研究費が過去3年平均より増加した場合の「増加型」と試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合の「高水準型」の上乗せ措置があった。29年度税制改正では、適用期限の到来により高水準型は2年延長されましたが増加型が廃止されたことに伴い、総額型について、従来は試験研究費の増減にかかわらず一定だった税額控除率を増減に応じた構造とし、投資増加のインセンティブ強化を図った。具体的には、税額控除率は、従来の8~10%から6~14%（中小法人は12%から12~17%）に範囲を拡大。試験研究費から比較試験研究費（前3年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入される試験研究費の平均額）を減算した試験研究費増減差額の比較試験研究費に対する割合が、5%超では「 $9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$ 」、5%以下では「 $9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$ 」で算出した税額控除率となり、約22%増加で上限の14%、25%減少で下限の6%が適用される。控除限度額は、法人税額の25%（一般試験研究費）で変わりありませんが、中小企業の研究開発投資を強気に支援する観点から、中小法人については増加割合が5%を超える場合にはさらに10%上乗せ。また、試験研究費が平均売上金額の10%を超える場合には0~10%上乗せされるが、いずれも高水準型との選択適用となる。

効果	社数
現在の経営に効果的	5
将来的には効果的	40
関係ない	47
無回答	3
計	95

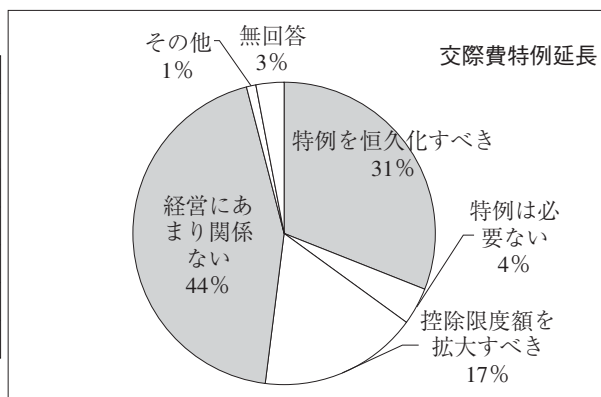


3-4 交際費課税緩和の影響

交際費の損金不算入制度は、交際費の濫費を抑制し、企業の資本蓄積を促進することを目的として、昭和29年（1954年）度に創設された。当制度は3年間の時限立法として創設されたが、時代の流れとともに変更はあるものの、現在まで存続している制度である。平成26年（2014年）度の税制改正では、交際費に関する企業の税負担を軽減し、飲食店での接待需要の喚起を目的として、一部緩和された。主な改正点は、以下のとおり。法人が支出する交際費等（一人当たり5,000円以下の飲食費を除く。）は、原則として全額損金不算入。ただし、中小法人（資本金額または出資金額が1億円以下（事業年度終了日）の法人。ただし、資本金の額が5億円以上の法人の完全子会社を除く。）については、年800万円に達するまでの全額損金算入可。また、中小法人については、飲食費の50%と定額控除額800万円のどちらかを選択。

平成29年度改正においては、当該定額控除額800万円の適用期限が2年間延長された。回答企業95社についてみると、課税緩和により交際費の割合について、「経営にあまり関係ない」と回答した企業が最も多く（42社、44%）、次いで「特例を恒久化すべきだ」（29社、31%）との回答の順であった。

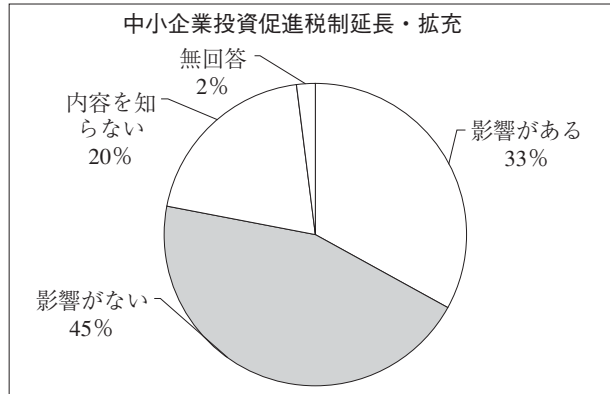
交際費	社数
特例を恒久化すべき	29
特例は必要ない	4
控除限度額を拡大すべき	16
経営にあまり関係ない	42
その他	1
無回答	3
計	95



3-5 中小企業投資促進税制の影響

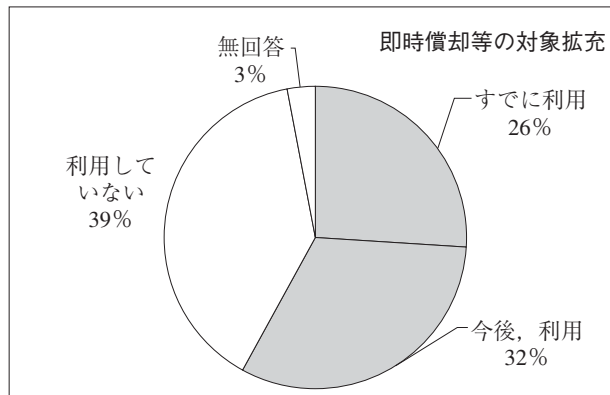
回答企業95社のうち、「影響がない」と回答した企業は43社（45%）だったが、一方で、「影響がある」と回答した企業も31社（33%）あった。

影響	社数
影響がある	31
影響がない	43
内容を知らない	19
無回答	2
計	95



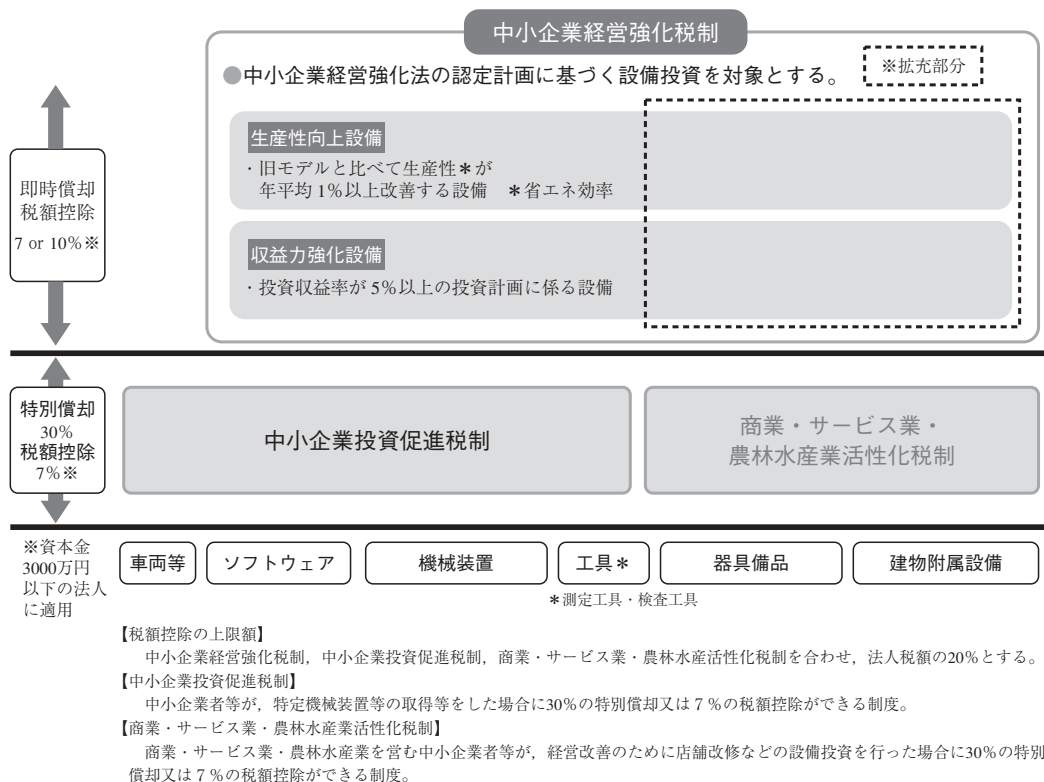
平成29年税制改正では、中小企業の「攻めの投資」を後押しするとともに、我が国のGDPの約7割を占めるサービス産業の生産性の向上を図るため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制が創設された上で、対象設備が拡充され、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属備を追加されたが（適用期限は2年間：平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をする設備について適用。）、回答企業95社のうち、「すでに利用している」（25社、26%）と「今後、知って利用しようと思う」（30社、32%）の回答が、全体の過半数に及んだ。

利用	社数
すでに利用	25
今後、利用	30
利用していない	37
無回答	3
計	95



3-6 申告期限の延長（コーポレートガバナンスの視点）

平成29年税制改正では、企業と投資家の対話の充実を図るための株主総会の開催日の柔軟な設定のための環境整備として、法人税の申告期限を事業年度終了から最大6ヶ月後まで延長可能された。（改正前は最大3ヶ月後まで）。回答企業95社のうち、「経営にはあまり関係ない」と回答した企業が全体の約7割以上（68社、72%）も占めた。



③ 中小企業向けの租特適用要件の見直し

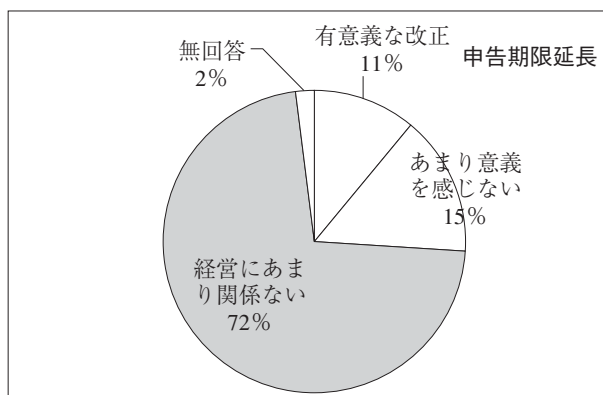
財務基盤の弱い中小企業を支援するという本来の趣旨を踏まえ，中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として，課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であることを加えます。

なお，この適用要件の見直しは，租税特別措置法における中小企業向け特例措置のみを対象としています（法人税法に規定される欠損金の繰越控除や地方税法本則に規定される外形標準課税等の適用については，従前通りです）。

※平成31年4月1日以降に開始する事業年度において適用します。

（出所）財務省「平成29年度税制改正」p.9 一部抜粋

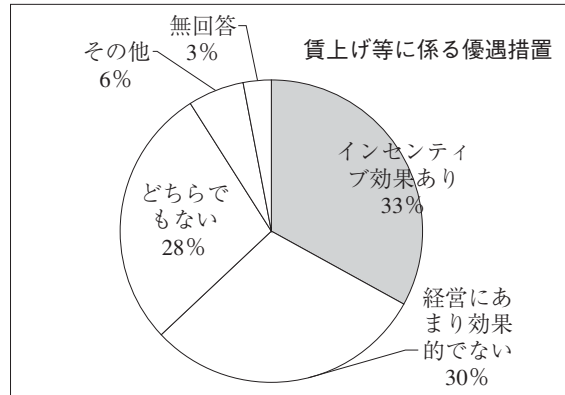
有意義性	社数
有意義な改正	11
あまり意義を感じない	14
経営にあまり関係ない	68
無回答	2
計	95



3-6 賃上げ・設備投資に係る優遇措置

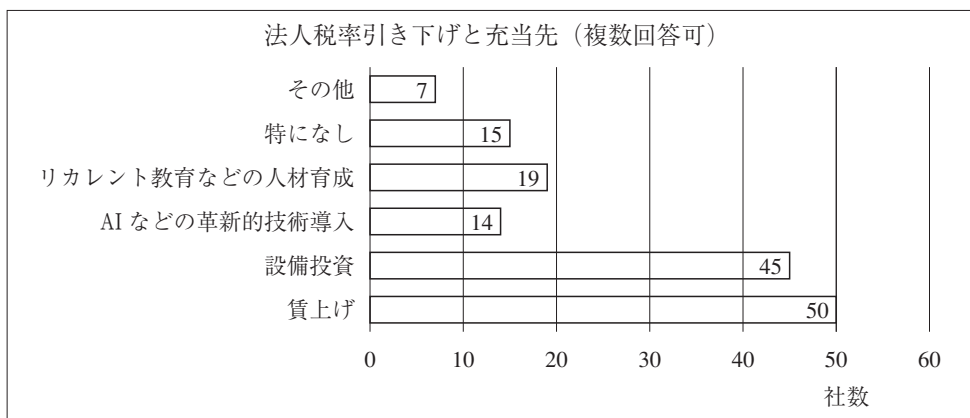
生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しする観点から行われた、賃上げや国内投資に積極的な企業の税負担の軽減、および賃上げや国内投資に消極的な企業に係る租税特別措置の適用要件の見直しについては、回答企業95社（複数回答）のうち、税負担軽減の充当項目として、「インセンティブ効果あり」と回答した企業が3割弱あったが（31社、33%）、その一方で、「経営にあまり効果的ではない」と回答した企業も同程度あった（28社、30%）。

賃上げ・設備投資優遇措置	社数
インセンティブ効果あり	31
経営にあまり効果的でない	28
どちらでもない	27
その他	6
無回答	3
計	95



3-7 法人税率の引下げ充当分

回答企業95社（複数回答）のうち、「賃上げ」と回答した企業が最も多く（50社）、次いで「設備投資」（45社）の順で多かった。もっとも、「リカレント教育などの人材育成」や「AIなどの革新的技術導入」といった回答も全体の2割程度あったことから、中小企業の特異性やそれを取り巻く環境の変化という点で興味ぶかくおもわれる。

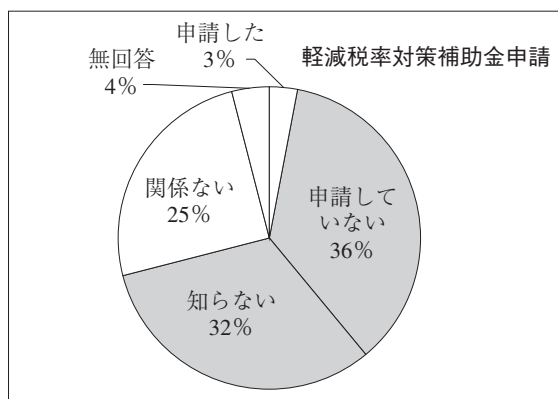


3-8 消費税軽減税率対策補助の申請

補助金の申請類型には2つの類型がある。①複数税率対応レジの導入支援（複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに

使える補助金）と②受発注システムの改修等支援（電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金）である。回答企業95社のうち、「申請していない」と回答した企業（34社、36%）や「知らない」と回答した企業（30社、32%）が全体の6割弱を占めた。

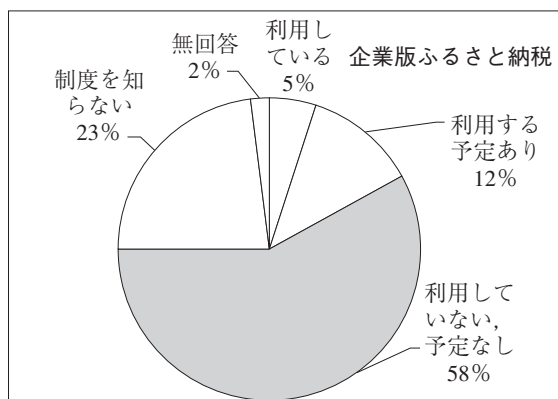
申請の有無	社数
申請した	3
申請していない	34
知らない	30
関係ない	24
無回答	4
計	95



3-9 企業版ふるさと納税

平成28年度税制改正において、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」が創設され、この制度により、地方公共団体が行う地方創生のプロジェクトに対して、民間企業が寄附を行った場合、税額控除の措置を受けることができる⁹⁾。回答企業95社のうち、「利用して

企業版ふるさと納税	社数
利用している	5
利用する予定あり	11
利用していない、予定なし	55
制度を知らない	22
無回答	2
計	95



9) 大阪府ウェブサイト「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyochousei/kigyofu_furusato/index.html>でも幾つか紹介されている。なお、本文中の（出所）にある泉佐野市企業版ふるさと納税のプロジェクトは、りんくうタウンの観光拠点としての魅力を発揮させるため、全国的に減少傾向にあるアイススケートリンク場を整備し、スケート関連の大会開催時に必要となる関係者やインバウンド観光客用の宿泊施設の誘致をはじめ、りんくうタウン駅ビルを市が取得することで商業テナントの誘致を積極的に進めることにより安定した雇用の創出及び新たな人の流れをつくる、「りんくうタウン活性化プロジェクト」である<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/33/t_keikaku.pdf>

いない、する予定もない」と回答した企業が6割弱（55社）あった。一方で、「この制度を知らない」と回答した企業も2割弱あった（22社、23%）。

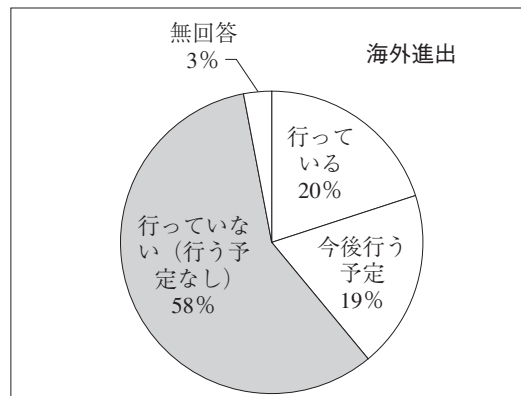
4 海外進出と税制

4-1 海外進出への姿勢

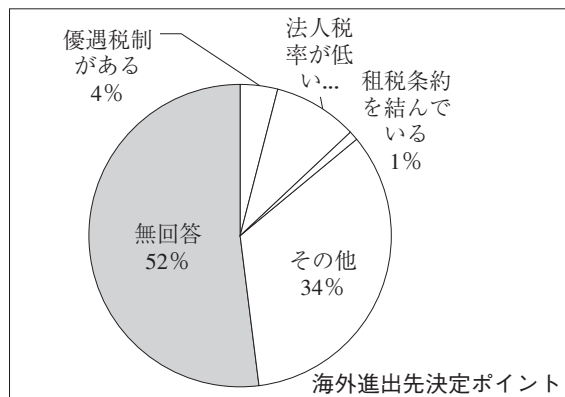
海外進出の姿勢について、回答企業95社のうち、「行っていない（行う予定がない）」と回答した企業が、全体の5割程度を占めた（55社、52%）が、「行っている」と回答した企業（19社、20%）と「今後おこなう予定」と回答した企業（18社、19%）とをあわせて、全体の4割程度に占めた。回答企業に幾分、積極的姿勢が見受けられる。なお、現在、海外進出している企業については、その大部分が子会社形態であった。また、進出等理由については、「内需減少をカバーするため。」、「生産そのものを海外でおこなってきた。」、「海外市場の開拓。」、「新たな顧客・生産拠点を求めて。」、「重要な得意先の進出に同行。」、「カーメーカーが海外進出したため。」等、さまざま理由が見受けられた。

さらに、海外進出先の決定については、「無回答」、即ち税以外の理由が過半数を占め（49社、53%）。この点、質問の仕方の欠点が反省点としてあげられる。

海外進出	社数
行っている	19
今後行う予定	18
行っていない（行う予定なし）	55
無回答	3
計	95

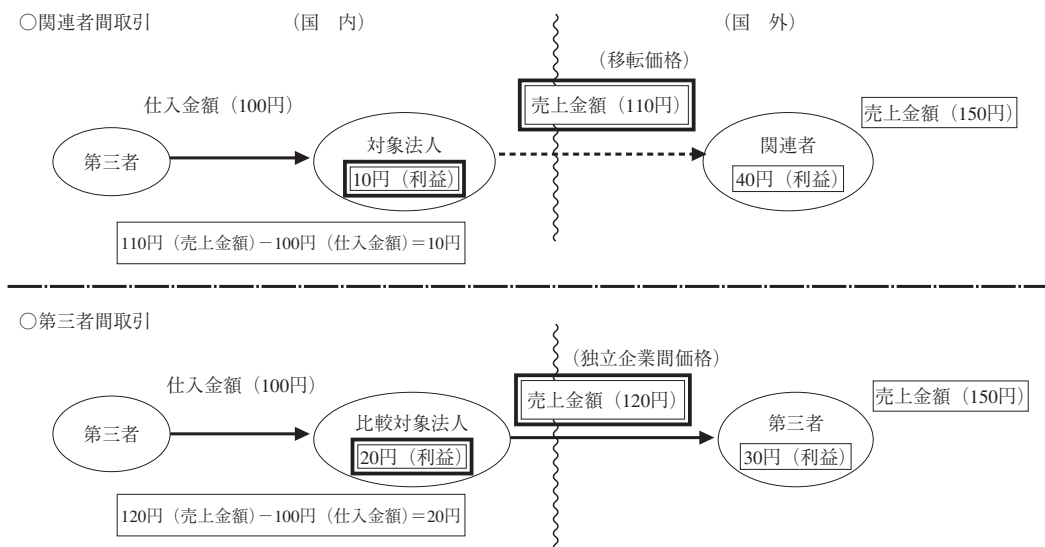


進出先決定のポイント	社数
優遇税制がある	4
法人税率が低い	9
租税条約を結んでいる	1
その他	32
無回答	49
計	95



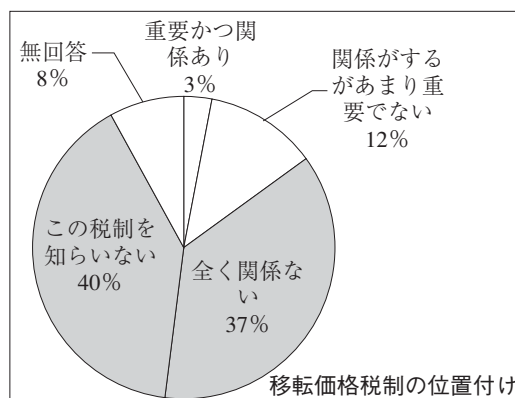
4-3 移転価格税制の位置付け

移転価格税制（Transfer pricing Taxation）^{10）}は、海外の関連企業との取引価格（移転価格）に係る税制であるため、海外取引をおこなう企業にとってはその経営戦略に関わりを有す



(出所：財務省ホームページ「移転価格税制の仕組み (図解)」より抜粋)

移転価格税制の位置付け	社数
重要かつ関係あり	3
関係がするがあまり重要でない	11
全く関係ない	35
この税制を知らない	38
無回答	8
計	95



10) 移転価格税制とは、企業が海外の関連企業との取引価格（移転価格）を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となるため、このような海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常の取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度である。わが国の独立企業間価格の算定方法は、OECD 移転価格ガイドラインにおいて国際的に認められた方法に沿った次のようなものとなっている。基本3法として、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法がある、また、その他の方法として、取引単位営業利益法と利益分割法（比較利益分割法・寄与度利益分割法・残余利益分割法）がある（財務省ホームページ「移転価格税制の概要」<http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/177.htm>参照）。

る。「全く関係ない」と回答した企業（35社，37%）と「この税制をしらない」と回答した企業（38社，40%）とあわせて，全体の8割程度を占めた。

Ⅲ まとめ

今回，主に近畿圏の中小企業等381社（その内，回答企業95社）の経営活動における税制の位置付けについてアンケート調査をおこなった。2015年度，2016年度に引き続き，第3回目のアンケート調査であったが，まだまだ体系的な質問を設定することができず，実践的な実学としての税法ないし税制を考える良い契機となった。

企業の経営戦略ないし経営環境において税制がうまくそのインセンティブ効果を発揮している局面もあるとおもわれる（例えば，リカレント教育等への人材育成投資やAI等の買革新的な技術導入投資）。

（経営学部税法ゼミナールアンケート調査作業協力者，2018.3.1 現在）

[第4学年]

笠原 章汰（経営学部ビジネス法学科）	氏家 優美（経営学部ビジネス法学科）
小松谷 美樹（経営学部ビジネス法学科）	古月 綾乃（経営学部ビジネス法学科）
佐渡 千晶（経営学部ビジネス法学科）	坂井 春香（経営学部ビジネス法学科）
藤原 健太郎（経営学部ビジネス法学科）	伊達 光輝（経営学部ビジネス法学科）
木村 茜莉（経営学部ビジネス法学科）	中村 優希（経営学部ビジネス法学科）
小山 あさひ（経営学部ビジネス法学科）	西口 美奈恵（経営学部ビジネス法学科）
半田 侑子（経営学部ビジネス法学科）	真喜志 晃（経営学部ビジネス法学科）
細見 直毅（経営学部ビジネス法学科）	米田 直樹（経営学部ビジネス法学科）
岩木 美菜子（経営学部ビジネス法学科）	

（資料）

アンケート調査票

＜企業活動における税制の位置付けに関する調査＞

誠に恐れ入りますが，本回答用紙は，平成30年7月30日迄に，同封の返信用封筒にてご返送くださいますよう，お願い申し上げます。

No.	質問事項	記入欄
1	貴社名を教えてください。	貴社名：_____
2	ご記入担当者様の，所属部署・役職名・ご氏名・ご連絡先について教えてください。	所属部署：_____

		役職名： _____ ご氏名： _____ ご連絡先 Tel：(_____) _____ e-mail： _____
3	貴社の業種について教えてください。 (1つに○印)	1. 建設業 2. 製造業 3. 卸売業 4. 小売業 5. サービス業 6. その他 (_____)
4	貴社の従業員数（役員を除く 正社員，その他社員の合計） について教えてください。 (1つに○印)	1. 10人未満 2. 10～30人未満 3. 30～100人未満 4. 100～300 人未満 5. 300人以上
5	貴社の資本金について教えて ください。 (1つに○印)	1. 1千万円未満 2. 1千万円～5千万円未満 3. 5千万円～ 1億円未満 4. 1億円以上
6	貴社の創業年について教えて ください。	西暦 _____ 年
7	貴社の業況について教えてください。 (1つに○印)	1. 現在は好調 2. 現在は不調だが1～2年で回復見込み 3. 現在は不調だが3年程度で回復見込み 4. 現在は不調で回復まで 4年以上かかりそう 5. その他 (_____)
8	貴社が経営活動において重要 視していることの優先順位を 教えてください。	※ () の中に数字を入れてください。 () 企業へかかる税の削減 () 販路拡大 () 海外進出 () 商品開発 () 新規事業 () その他 (_____)
9	節税対策として業績を伸ばす ために何が行っていることは 何かありますか。 (複数回答可)	1. 役員報酬 2. 一般的な設備投資 3. 固定資産の見直し 4. 投資 5. その他 (_____)
10	貴社の事業承継の形態につい て教えてください（今後，事 業承継をおこなう予定の場合 を含む。） (1つに○印)	1. 単独承継 2. 共同承継 3. 社内承継 4. 社外承継 5. 事業承継はおこなっていない 6. 関係ない その他 (_____)
11	贈与税の納税猶予の適用を受 けても，認定が取り消された 場合に高額な贈与税負担が発 生するリスクが存在しないた めに相続時精算課税制度との 併用を認められるようになり ましたが，貴社の経営に効果 的な施策と考えますか。 (1つに○印)	1. 効果的である 2. 効果的でない 3. どちらともいえない 4. 関係がない
12	平成29年度税制改正で，IoT， ビッグデータ，人工知能等を 活用した「第4次産業革命」 による新たなビジネスの創出	1. 現在の経営に効果的であるとする 2. 将来的には効果的であるとする 3. 関係がない

	<p>を後押しする観点から、研究開発税制の対象にビックデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発が新たに追加。貴社の経営に効果的な改正ですか。</p> <p>(1つに○印)</p>	
13	<p>平成29年度で期限が到来した中小法人の交際費課税の特例(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年延長されることになっていますが、貴社の考えを教えてください。</p> <p>(1つに○印)</p>	<p>1. 特例を恒久化するべき</p> <p>2. 特例は必要ない</p> <p>3. 控除限度額を拡大するべき</p> <p>4. 経営にあまり関係がない</p> <p>5. その他 ()</p>
14	<p>中小企業投資促進税制が平成29年度税制改正で延長・拡充されたことによる影響はありますか。</p> <p>(1つに○印)</p>	<p>1. 影響がある</p> <p>2. 影響がない</p> <p>3. 内容を知らない</p>
15	<p>平成29年度税制改正により中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置(即時償却等)を改組し、中小企業経営強化税制を創設した上で、対象設備を拡充し、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備が追加されることになりましたが(適用期限は2年間)利用していますか。</p> <p>(1つに○印)</p>	<p>1. すでに利用している</p> <p>2. これをきっかけに知って利用しようと思う</p> <p>3. 利用していない (理由:)</p>
16	<p>平成29年度税制改正で、企業と投資家の対話の充実を図るための株主総会の開催日の柔軟な設定のための環境整備として、法人税の申告期限を事業年度終了から最大6ヶ月後まで延長可能とされました。有意義な改正と考えますか。</p> <p>(1つに○印)</p>	<p>1. コーポレートガバナンス改革として有意義な改正である</p> <p>2. コーポレートガバナンス改革としてあまり意義は感じない。</p> <p>3. 経営にあまり関係ない。</p>
17	<p>利益を賃上げや設備投資に十分に充当していない企業に対して、法人税の軽減措置を縮小や取り消しをし、積極的な</p>	<p>1. 賃上げのインセンティブ効果がある</p> <p>2. 企業経営全体的にあまり効果的ではない</p> <p>3. どちらでもない</p> <p>4. その他</p>

	企業には優遇措置を拡充する政府与党の検討について、貴社の考えを教えてください。 (1つに○印)	()
18	法人税率の段階的な引き下げ方針のもと、貴社ではその減税分を何に充当しますか。 (複数回答可)	1. 賃上げ 2. 設備投資 3. AIなど革新的な技術の導入 4. 「リカレント教育」などの人材育成 5. 特になし 6. その他 ()
19	消費税軽減税率制度が実施されますが、その制度を円滑に進めるための中小企業・小規模事業者向けの軽減税率対策補助金の申請はしましたか。 (1つに○印)	1. 申請した。 2. 申請していない。 3. 知らない。 4. 関係がない。
20	地方創生応援税（企業版ふるさと納税）が導入されましたが、この制度を利用しますか。 (1つに○印)	1. 利用している 2. 利用していないが、する予定がある 3. 利用していないし、する予定もない 4. この制度を知らない 5. その他 ()
21	貴社の海外進出について教えてください。	1. 行っている（理由： 主な進出形態⇒a. 支店形態 b. 子会社（現地法人形態）c. 電子商取引の形態 d. その他 () 2. 今後おこなう予定 3. 行っていない（行う予定がない）
22	海外進出先を決定する際に重要視するポイントは何ですか。 (今後、進出予定の場合を含む) (1つに○印)	1. 優遇税制がある 2. 法人税率が低い 3. 租税条約を結んでいる 4. その他 ()
23	移転価格税制について、貴社の経営戦略上の位置付けについて教えてください。 (1つに○印)	1. 重要かつ関係がある 2. 関係はするがあまり重要でない 3. 全く関係がない 4. この税制を知らない
24	移転価格税制以外で、貴社の経営戦略において最も関わりのある税制はどれですか。 (1つに○印)	1. タックス・ヘイブン対策税制 2. 移転価格税制 3. 過少資本税制 4. 外国税額控除

質問は以上です。お忙しいところご協力頂き、誠にありがとうございました。